

コーポレート・ガバナンス

企業価値を高めるため、経営の迅速な意思決定に基づき、正しく効率的に業務が行われるよう、さまざまな取り組みを通して、経営の健全性と透明性を高める努力をしています。

コーポレート・ガバナンス体制

経営目標を確実に達成し、企業価値を継続的に高めていくためには、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営の健全性と透明性を高める経営監視機能の強化が極めて重要と認識しています。カシオでは、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、さまざまな取り組みを実施しています。

1999年6月に経営の監督と執行機能を明確にする執行役員制度を導入しました。執行役員会には執行役員と取締役および監査役が出席して、業務上の重要事項について審議し、全社的な調整や対策が実施できる仕組みになっています。

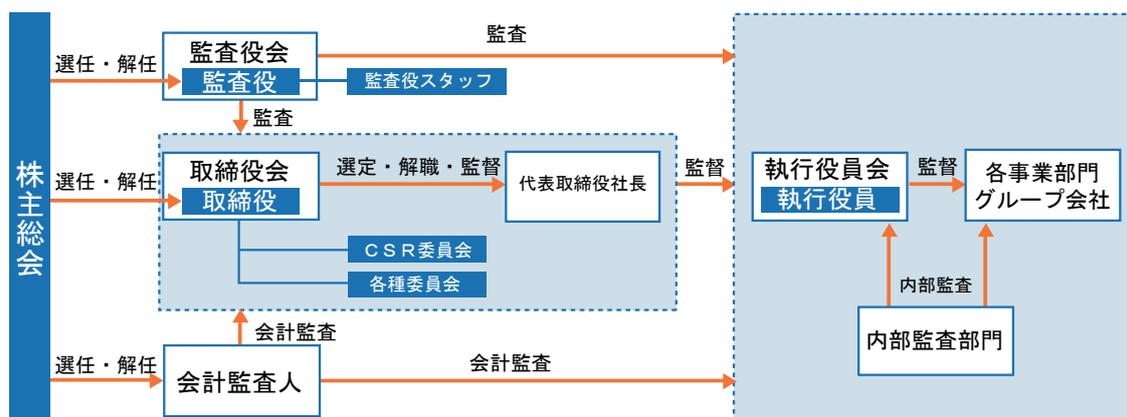
取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目指しており、取締役および監査役出席のもと、経営の重要案件を審議・決定しています。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、2007年6月に取締役の任期を2年から1年に変更しました。

社外監査役を含む監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会および執行役員会、各種の重要な会議・委員会への出席の他、取締役などからの聴取や報告、重要事項の決議書類の閲覧などを通して、厳正な監査を実施しています。なお、社外監査役は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。また、監査役の特任スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。

会計監査人による外部監査においては、我が国で一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査と、業務上の改善につながる提案を受けています。さらに、内部監査部門では、組織の運営状況を法令および組織職掌基準などの社内基準に基づいて監査し、評価や改善指導を行っています。

また、全社的なCSR活動の基本方針や重要事項は、CSR担当役員を委員長とし、スタッフ部門管掌役員、監査役、スタッフ部門長で構成する「CSR委員会」で審議しています。

■コーポレート・ガバナンス体制



取締役 12 名、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）（2010 年 3 月 31 日現在）

内部統制システムの整備

カシオでは、『創造 貢献』の経営理念のもと、財務報告の適正性および信頼性を確保すべく「基本方針」を定め、推進体制として経理部門、情報システム部門、CSR推進室および内部監査部門のメンバーで構成する「内部統制委員会」を設置し、取り組んでいます。

2008年度は、主要部門、グループ会社の重要な業務プロセスについて、財務報告に影響をおよぼすリスクを早期に発見するためのモニタリング体制（自己点検制度）を構築しました。

2009年度は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の適用2年目という事から、2008年度以上にモニタリング体制を強化する取り組みとして、「運用責任者制度」を導入しました。

内部統制委員会の方針に基づき、各グループ会社・部門で選任された運用責任者が、重要な業務プロセスにおける適正な業務運用の維持管理責任をもち、定期的にその運用状況の点検を行っています。そして、その中で発見された不具合や非効率な業務については、改善施策を立案・実行するとともに、適時に内部統制委員会へ報告する事としています。

2010年度以降についても、5年後を目途に制度化の流れにある「国際財務報告基準(IFRS)」を見据え、グループ一体となった財務力の向上に取り組み、内部統制レベルのさらなる向上につなげる活動を進めていきます。